

国保・介護保険事業の 安定をめざして

広島県国民健康保険団体連合会

健康はあなたが守る あなたの財産



理事長あいさつ



広島県国民健康保険団体連合会

理事長 眞野 勝弘

我が国の医療保険制度は、半世紀に亘る国民皆保険制度を堅持し、世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を達成する一方、急速な少子高齢化の進展や医療の高度化に伴う医療費の増加等により、医療保険財政とその運営は年々厳しさを増しています。

こうした中、国においては、都道府県が財政運営の責任主体となる新たな国保制度が開始され、県においては、「広島県国民健康保険運営方針」を定め、令和6年度からの標準保険料率の統一に向けた段階的な取り組みや、保健事業の標準化の推進など、より安定的な財政運営並びに市町事業の広域的及び効率的な運営が進められています。

また、令和元年5月に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」では、オンライン資格確認によって被保険者の資格情報を一元的に管理する仕組みの導入等が盛り込まれ、特に、審査支払機関の機能強化においては、公正・中立な審査の実施等を通じた医療の質の向上など、業務運営の基本理念が新たに規定されるとともに、医療費等のデータ分析が審査支払機関の業務として位置づけられました。

このような状況の中、本会といたしましては、医療保険制度の運営が円滑に図られるよう、引き続き県や市町と連携しながら、各種システムの安定的かつ効率的な運用や、保険者事務の共同実施の支援等を行うとともに、基幹業務である診療報酬等審査支払業務の一層の充実や本会が保有するビッグデータや人材をより活用し、保険者等が取り組む地域住民の健康づくりや医療費適正化の支援に努めて参ります。

令和元年度においては、平成29年2月に策定した「中期経営計画」の最終年度に当たることから、重点事業項目としている「後期高齢者医療請求支払システム等の主要なシステムの更改と既存のシステムの安全運用」、「県単位化後の国保運営の安定化と効率化への貢献～審査業務や共同処理の強化～」、「データ・人材を活用した保険者等支援」、「介護給付適正化の推進及び障害者総合支援の円滑な実施」の各種事業について、目標達成に向けて積極的に取り組んで参ります。

ついで、保険者の共同体としての責務を十分に認識し、良質な保険者サービスの提供に努めて参りますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年6月

概要

目的・設立

目的 国保連合会は、国民健康保険法（第83条）に基づき、会員である保険者（県、市町及び国民健康保険組合）が共同して、その目的を達成するために必要な事業を行うこととしています。

設立 昭和15年10月 広島県国民健康保険組合連合会の設立（広島県知事の認可）
昭和24年4月 広島県国民健康保険団体連合会に名称変更

組織

役員等

理事長……1名 理事……10名
副理事長……2名 監事……3名
常務理事……1名 常任参事……1名

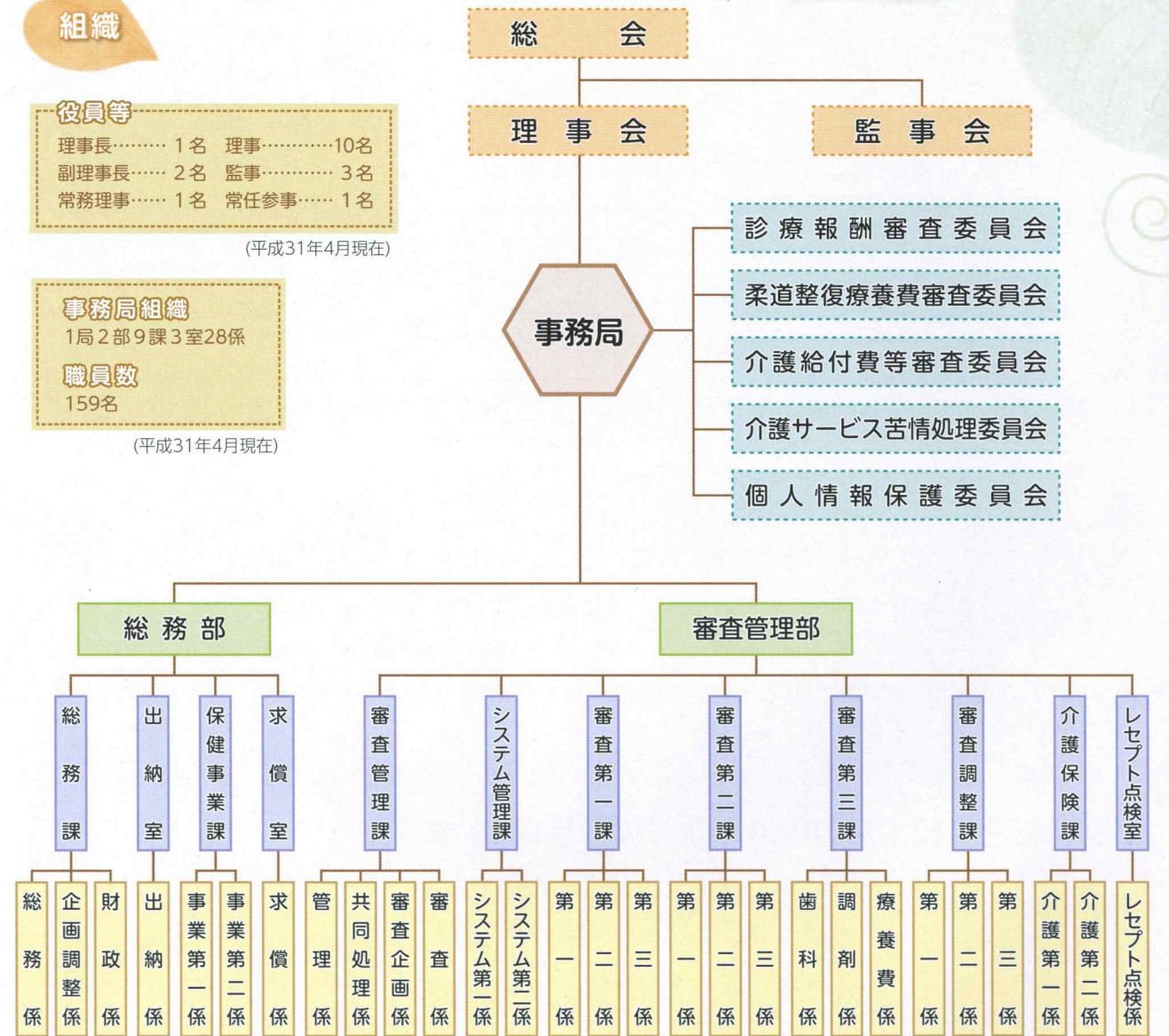
(平成31年4月現在)

事務局組織

1局2部9課3室28係

職員数
159名

(平成31年4月現在)



〔本会に事務局を設置している関係団体〕

広島県保険者協議会 中国地方国保協議会 広島県市町村保健活動協議会

※県と共同で事務局を運営

広島県国民健康保険診療施設協議会 中国地方国保診療施設協議会 広島県在宅保健福祉活動者の会

診療報酬等審査支払事業

国民健康保険の診療報酬等の公正かつ適正な審査と支払事務を行っています。

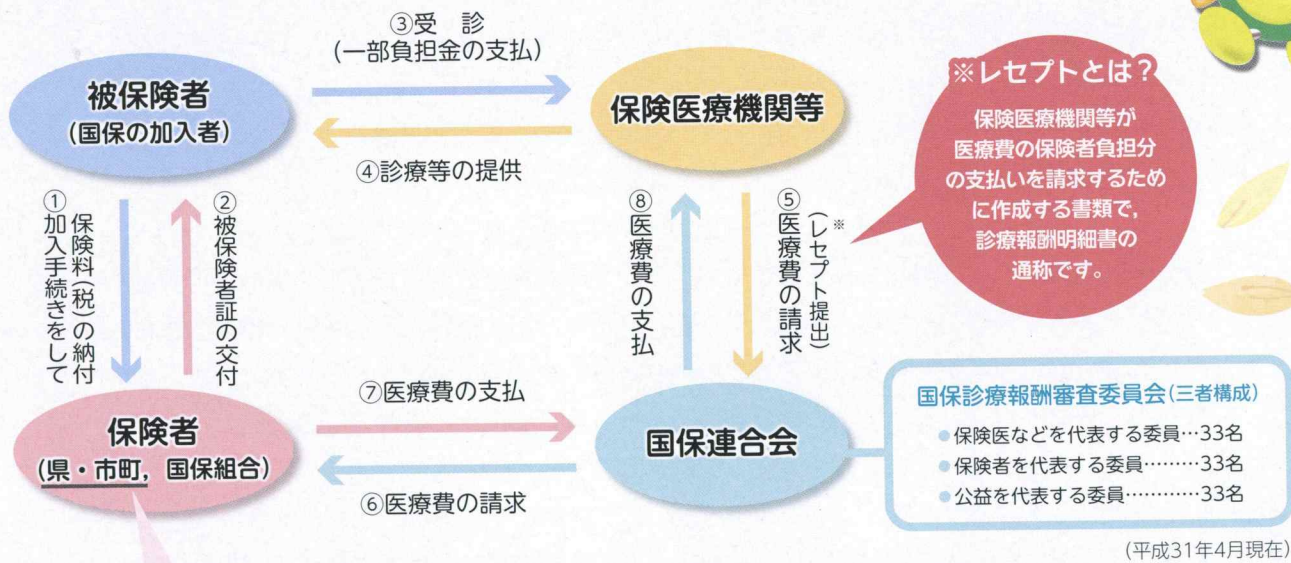
保険者から委託を受け、保険医療機関等から請求された診療報酬等を、本会に設置している国保診療報酬審査委員会において、公正かつ適正な審査を行い、電算処理により迅速かつ正確に支払を行っています。

なお、平成30年度の受付件数は1,122万件、費用額は2,485億円を取り扱っています。

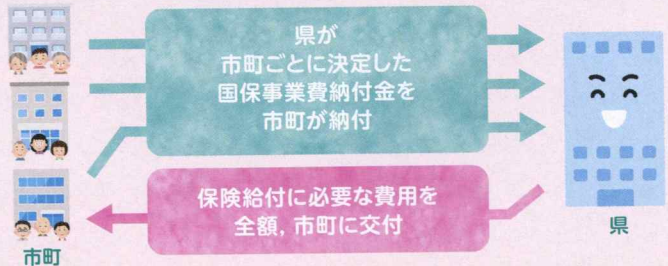


審査支払業務の様子

診療報酬等審査支払業務の概要図



平成30年4月から県が国保の財政運営の責任主体となり、市町と共同して運営しています。



医療費適正化の取り組み

年々高度化する医療費請求等に的確に対応するため、ICTを活用したシステムチェックの拡充を図るなど、レセプト審査の効率化と質の向上に努め、更なる医療費の適正化に取り組んでいます。

- ICTを活用した効率的な業務運営と業務体制の構築
- 重点審査の充実

保険者事務の共同処理事業

保険者事務の効率化を図るため、様々な共同処理事業を行っています。

保険者事務の効率化・標準化・広域化を図ります。

国保の財政運営の安定化を目指し、保険者事務のより一層の効率化・標準化・広域化を図るため、次の共同処理事業を行い、健全な事業運営を支援しています。

国民健康保険事務共同処理事業

- 資格管理業務
 - 資格確認・給付点検業務
 - 給付記録管理業務
 - ・ 給付記録管理
 - ・ 医療費通知書の作成
 - ・ 後発医薬品差額通知書データ作成
 - 高額療養費関係業務
 - 被保険者証等作成業務
- ※その他にも、多数の業務等を行っています。

第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業

- 交通事故、犬咬傷、食中毒、闘争等の被害にあった被保険者の医療費は、国保などの医療保険を使って支払うことができます。
- 本会では市町などの保険者から受託し、本来医療費を支払うべき第三者(保険会社等)に対し、過失割合に応じた損害賠償請求を行っています。
- 交通事故等に係る損害賠償金の請求・収納事務
 - 求償事務研修会の開催

後期高齢者医療制度関係事業

公正かつ適正な審査支払事務と効果的な各種事業の実施に努めます。

広島県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて、後期高齢者医療に係る診療報酬等の審査・支払を行うとともに、事務代行業務として、レセプト点検、レセプト資格確認事務等も実施しています。

また、後期高齢者医療に係る診療報酬等の審査は、本会に設置している国保診療報酬審査委員会が兼務しています。

なお、平成30年度の受付件数は1,341万件、費用額は4,328億円を取り扱っています。

後期高齢者医療に係る審査支払業務の概要図



保健事業

地域住民の健康の保持・増進と医療費適正化への取り組みを応援しています。

地域住民の健康の保持・増進を図ることを目的に、保険者が実施する健康づくりを重視した保健事業や医療費適正化に向けた取り組みを支援しています。

生活習慣病予防対策の充実

生活習慣病の発症や重症化を予防するため、糖尿病性腎症患者の人工透析への移行を防止する事業やAI（人工知能）活用による効果的な特定健診の受診勧奨事業に取り組むなど、健康寿命の延伸や医療費の適正化を図ります。

- 糖尿病性腎症重症化予防事業の実施
- 特定健診の受診率向上に向けた広報の実施
- AI（人工知能）活用による受診勧奨事業の実施

特定健診受診率向上に向けた支援の例（ポスター作成）



レセプト・健診情報等を活用した分析事業の推進

レセプト・健診情報等を基に、国保データベース（KDB）システムにより統計情報の作成やデータ分析を行い、効果的な保健事業の実施を支援します。

また、小学校区や中学校区など、各市町が地域の特性を踏まえて設定した日常生活圏域ごとに医療費等の分析を行い、地域包括ケアシステムの推進を支援します。

- 国保データベース(KDB)システムの活用・促進
- 日常生活圏域データ分析事業の推進

※地域包括ケアシステムとは？

地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを関係者が提携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組みです。



国保保険料(税) 収納対策支援事業の推進

保険料(税)は、国保の主要な財源の一つであり、収納率を向上させることは、国保財政の安定化と住民の負担の公平性を確保する上で重要なことから、保険者の徴収担当職員を対象に、徴収技術の向上を図る研修会の開催や被保険者に対する納付勧奨の広報等を行っています。

- 国保保険料(税) 収納対策に係る研修会
- 国保保険料(税) 収納率向上のための広報の実施

広島県保険者協議会との連携

県内の医療保険者等が加入する広島県保険者協議会において、保険種別に関係なく同じ意識を持って、共同で県民の健康増進と医療費の適正化の取り組みの推進を図っています。

広島県国保診療施設協議会との連携

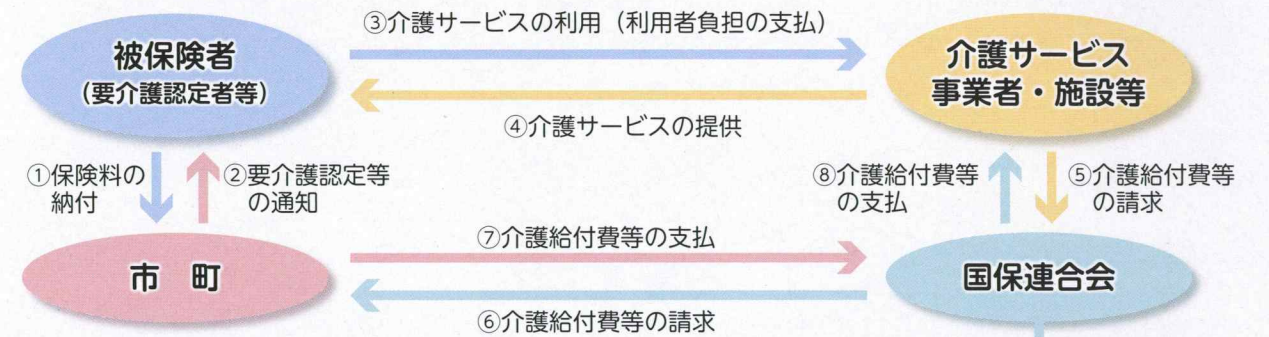
県内の国保病院・診療所等が加入する広島県国保診療施設協議会において、医師・看護師等のマンパワー確保対策や地域包括ケアシステムの推進など、地域住民の健康の保持・増進及び地域医療を確保するための取り組みを支援します。

介護保険関係事業

介護保険制度の安定運営を支援しています。

市町の委託を受け、介護給付費等の公正で適正な審査を行い、介護サービスを提供する事業者や施設への支払事務を行うとともに、介護保険事業が円滑に運営されるよう市町の支援に努めています。
なお、平成30年度の受付件数は446万件、費用額は2,615億円を取り扱っています。

介護給付費等審査支払業務の概要図



介護給付適正化の取り組み

システムを活用した介護請求の点検やケアプラン点検等による保険者支援を推進し、更なる介護給付の適正化に取り組んでいます。
●医療情報との突合・縦覧点検の充実 ●ケアプラン点検支援事業の充実

介護給付費等審査委員会(三者構成)
●サービス担当者を代表する委員…4名
●市町を代表する委員…4名
●公益を代表する委員…4名

(平成31年4月現在)

事業者・施設等が提供する介護サービスについての苦情処理等の業務

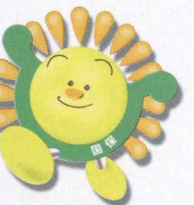
介護サービス事業者等が提供する介護サービスについて、利用者や家族からの苦情を受け付け、介護サービスの質の向上に関する調査を行い、介護サービス事業者等への助言や指導を行っています。

介護サービス苦情処理委員会

- 保健・医療・福祉に従事する者…1名
- 学識経験者…2名

(平成31年4月現在)

介護サービスに関する苦情・相談は、お気軽に
082-554-0783 に
お電話ください。

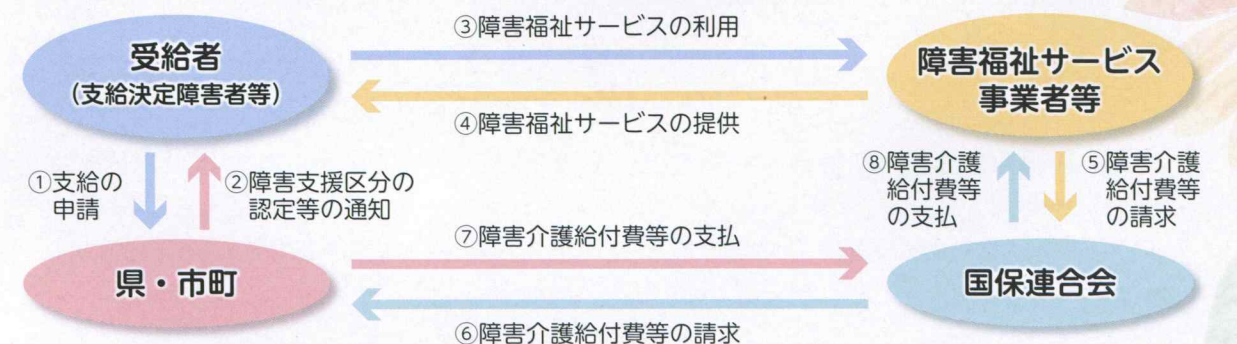


障害者総合支援給付審査支払等事業

障害者総合支援制度の円滑な運営に寄与しています。

県及び市町の委託を受け、障害福祉サービス事業者等から請求される障害介護給付費、障害児給付費及び地域生活支援事業費の審査支払事務を行っています。
なお、平成30年度の受付件数は63万件、費用額は654億円を取り扱っています。

障害者総合支援給付審査支払等業務の概要図





広島県国民健康保険団体連合会

〒730-8503
 広島市中区東白島町19番49号
 国保会館



国際規格に準拠した情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)を構築し、ISO27001の認証を取得しました。

市外局番 (082)

課(室)名	電話番号	FAX番号
総務課	554-0770	511-9120
出納室	554-0771	
保健事業課	554-0772	511-9121
求償室	554-0774	511-9124
審査管理課	554-0775	511-9123
システム管理課	554-0773	511-9122

課(室)名	電話番号	FAX番号
審査第一課	554-0777	511-9124
審査第二課	554-0778	
審査第三課	554-0779	511-9125
審査調整課	554-0781	
介護保険課 (苦情相談)	554-0782 (554-0783)	511-9126
レセプト点検室	554-0784	511-9127

ホームページアドレス <http://www.hiroshima-kokuhoren.or.jp>

広島 国保

検索

(国保会館案内図)



- アストラムライン** 城北駅下車、東へ徒歩6分
- 市内電車** 八丁堀から白島線に乗換え家庭裁判所前下車、西へ徒歩6分
- バス**
 - JR広島駅から合同庁舎経由各方面行き合同庁舎前下車、北へ徒歩7分
 - JR横川駅から大学病院行き西白島下車、東へ徒歩6分
- J R** JR新白島駅下車、南東へ徒歩8分